

金沢市学校教育振興基本計画



金沢市教育委員会

はじめに

今日、子ども達を取り巻く環境は、情報化、グローバル化などにより急激に変化しています。また、21世紀は、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す「知識基盤社会」の時代でもあるといわれています。このような中、子ども達には、時代の変化に対応するための多様な能力を備えることが強く求められています。

こうした社会の変化や教育をめぐる様々な課題に対応するため、本市学校教育の一層の振興を図り、中長期の視点に立った学校教育のめざすべき姿や取り組むべき施策等を明らかにした「金沢市学校教育振興基本計画」を策定しました。

本計画では、本市のめざすべき学校教育の姿の根幹となる考え方である基本理念を「明日を拓き 社会を担う 金沢発のひとづくり ～『心』と『力』を育む学校教育～」としました。そして、金沢に学ぶ子ども達が、これからの時代にあって、社会を構築し運営するとともに、自立した一人の人間として、力強く生きていくために必要となる豊かな『心』と多様な『力』が身につくよう、6つのめざすべき子ども像を掲げました。めざすべき子ども像には、思考力、表現力、規範意識、責任感、自己肯定感、思いやり、健やかな心と体、向上心、挑戦心、郷土愛、愛国心など、より多くの子ども達が体現してほしい『心』と『力』をこめてあります。

北陸新幹線が今月14日開業し、金沢は新しい時代の幕開けを迎えました。本市の魅力を一層高め、持続させていくためにも、金沢発の「ひとづくり」がますます重要となってきます。本計画に示した、学校教育が推進すべき方向性とその具現化のための施策の考え方の実践を通じ、よりよい金沢の学校教育の推進に努めていきます。

最後になりましたが、計画の策定にあたり、貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様を始め、ご尽力をいただきました策定委員の皆様には厚く御礼申し上げます。

平成27年3月

金沢市教育委員会

金沢市学校教育振興基本計画の策定について	1
1 策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の体系	
学校教育を取り巻く状況	3
1 これまでの学校教育に関する取組	
2 関連計画	
3 現状と課題	
金沢市学校教育振興基本計画	9
第1章 基本理念	11
第2章 めざすべき金沢の子ども像	12
1 自ら学び、自ら考え、創造する子	
2 正しく判断し、責任を持って行動する子	
3 自他ともに認めあい、お互いを高めあう子	
4 心身ともに健康で、たくましく生きぬく子	
5 夢を抱き、何事にも粘り強く挑戦する子	
6 金沢に誇りを持ち、ふるさとを愛する子	
第3章 基本的方向性及び取り組むべき施策の考え方	14
【方向性1】 豊かな人間性を育む教育に取り組みます	15
1-1 道徳教育(心の教育)の充実	
1-2 人権教育の推進	
1-3 いじめ・不登校・問題行動等への取組の充実	
1-4 学校図書館教育の推進	
1-5 情報モラル教育の充実	
1-6 人間性を育む部活動の充実	
【方向性2】 確かな学力を育む教育に取り組みます	17
2-1 学力の向上	
2-2 キャリア教育の推進	
2-3 情報教育の推進	

【方向性3】 健康や体力を育む教育に取り組みます	18
3-1 健康教育の推進	
3-2 体力の向上	
3-3 学校給食の充実	
【方向性4】 ふるさと金沢の個性を生かした教育に取り組みます	19
4-1 歴史や伝統・文化等に関する教育の充実	
4-2 国際理解教育の充実	
4-3 科学教育の充実	
4-4 ユネスコスクールとしての取組の推進	
4-5 地域コミュニティを生かした防災教育の推進	
【方向性5】 特別支援教育の充実に取り組みます	21
5-1 特別支援教育の充実	
5-2 インクルーシブ教育の推進	
【方向性6】 福祉と連携した教育相談・支援体制の充実に取り組みます	22
6-1 発達相談にもとづく支援体制の充実	
6-2 適応指導教室を中心とした支援体制の充実	
6-3 相談・支援機能の充実	
【方向性7】 家庭、地域と連携したひとづくりに取り組みます	23
7-1 地域に開かれた学校づくりの推進	
7-2 家庭、地域との協働体制づくりの推進	
【方向性8】 教職員の資質向上と教育環境の充実に取り組みます	24
8-1 教職員研修の充実	
8-2 安全で快適な学習環境の確保	
8-3 学校規模の適正化の推進	
金沢子どもかがやき宣言	25

参考資料

参考資料	31
金沢市教育振興基本計画策定会議 委員名簿	
金沢市教育振興基本計画策定会議 開催経過	
用語集	33

金沢市学校教育振興基本計画の策定について

▶ 1 策定の趣旨

平成18年の教育基本法改正により、国は、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策等について、基本的な計画を定めることとなり、平成20年7月に「教育振興基本計画」を策定しました。

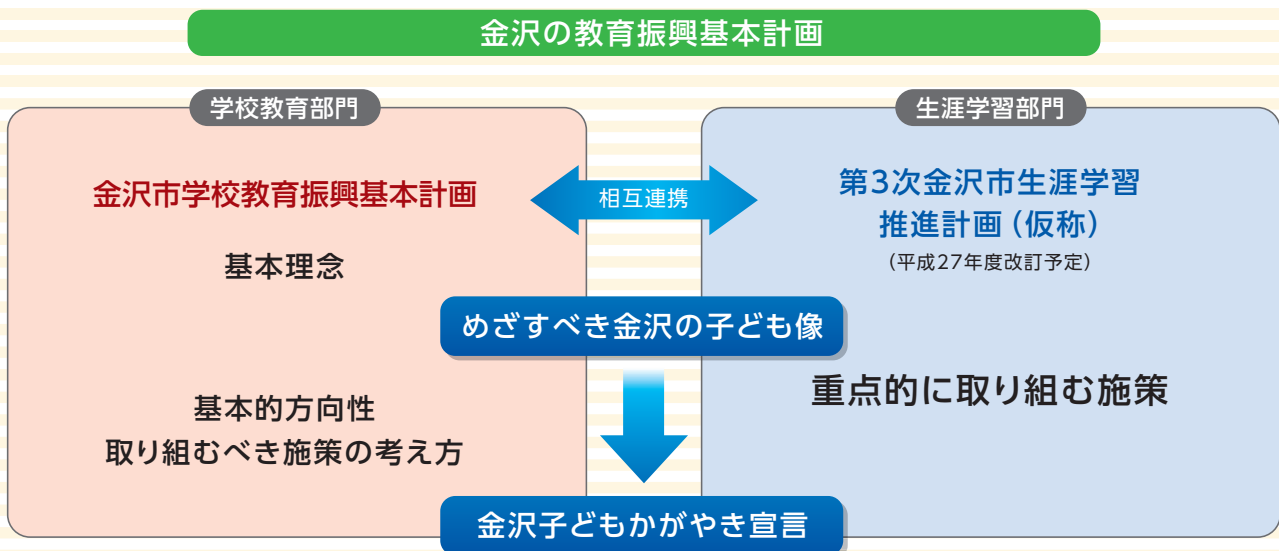
さらに、平成25年6月には、改正教育基本法の理念を踏まえた「教育立国」の実現に向け、「社会を生き抜く力の養成」、「未来への飛躍を実現する人材の養成」などを基本的な方向とした「第2期教育振興基本計画」を策定しました。

改正教育基本法では、地方公共団体においても、地域の実情に応じた教育の振興に関する基本的な計画の策定に努めるよう規定されていることから、本市学校教育の一層の振興を図るため、中長期の視点に立った学校教育のめざすべき姿や取り組むべき施策等を明らかにした「金沢市学校教育振興基本計画」を定め、この計画に基づき、総合的な施策を実践することとします。

▶ 2 計画の位置付け

本計画は、本市の学校教育部門の計画として策定します。一方、教育のもう一つの柱、生涯学習部門においては、「金沢市生涯学習推進計画」があり、平成27年度中の改訂をめざし作業を進めています。

この二つの計画が合わさって、「金沢の教育振興基本計画」となるものであり、相互に連携を図り、それぞれの計画のもと、学校教育の各種施策、生涯学習の各種施策を展開し、本市の教育振興の両輪として位置づけるものとします。



▶ 3 計画の体系

【基本理念】

- 金沢に学ぶ子どもが、これからの時代にあって、社会を構築し運営するとともに、自立した一人の人間として、力強く生きていくために必要な資質を、「心」と「力」という2つの言葉で表現したもの。

【めざすべき金沢の子ども像】

- 本市の学校教育を通して、明日を生きぬき、社会を担うために必要となる多様な「心」と「力」を身に付けてほしいことから、より具体的な言葉で6つの子ども像を示したもの。

【基本的方向性】

- 基本理念、めざすべき金沢の子ども像を実現するために推進すべき基本的な方向性

【取り組むべき施策の考え方】

- 基本的方向性の体系に基づき取り組むべき施策の考え方

学校教育を取り巻く状況

▶ 1 これまでの学校教育に関する取組

I (1) 金沢市 21 世紀学校教育ビジョン提言 ～地域で育て、地域を育てる学校～ (H12.12月)

一人一人に確かな学力を身に付け、金沢の豊かな文化を創造する人づくりに向けた金沢市の学校教育の基本的なビジョン

- ともに生きる力を育む教育の推進
- 金沢の個性を生かした教育の推進
- 学ぶ楽しさが実感できる授業の充実
- 魅力ある学校づくりの推進
- 地域に開かれた学校づくりの推進

I (2) 学校教育金沢モデル (H16～20)

確かな学力の定着をめざした金沢市独自の教育施策

- 「世界都市金沢」小中一貫英語教育
- 学校 2 学期制
- 学習指導基準金沢スタンダード

I (3) 第 2 次学校教育金沢モデル (H21～)

知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成をめざした金沢市独自の教育施策

- 金沢「絆」教育
- 「世界都市金沢」小中一貫英語教育
- 学習指導基準金沢スタンダード
- 学校 2 学期制 (※ H26～新たな 3 学期制へ移行)

I (4) これからの学校教育のあり方 ～第 2 次学校教育金沢モデル構築戦略会議からの提言～ (H23.1 月)

学習指導要領の全面実施に向け、第 2 次学校教育金沢モデルの方向性を見極め、実践していく方策を打ち出すために構築戦略会議を設置

- 「絆」の考え方を軸にした金沢の学校教育
- 4つの柱を中心とした金沢の学校教育への期待
- 今後の教育で大切なこと
 - ・読書・体験活動の充実
 - ・コミュニケーション能力の育成
 - ・幼保・小・中の連携
 - ・健康と体力の増進
 - ・家庭の教育力の充実
- 具体化に向けた方策
 - ・生きた教材「金沢」の活用
 - ・家庭と学校のパートナーシップ
 - ・専門性を生かす高等教育機関との連携

▶ 2 関連計画

I (1) 金沢子ども条例 (H14.1月施行)

少子化、核家族化、学校週5日制など、子どもを取り巻く社会環境が変わる中、子ども達を市民みんなの手で育てることをめざします。

【基本理念】

- 主体的に関わる
- 相互に連携する
- 子どもの人格を尊重する
- 自ら考え、判断し、行動する力などを持つ子どもを育てる
- 大人が自らを省みる

【基本的な施策】

- 金沢子どもを育む行動計画の策定
- 金沢子ども週間の制定（10月第2日曜から）

I (2) 金沢子どもを育む行動計画（第1次：H15～H19、第2次：H20～24）

金沢子ども条例に基づき、大人が共通の理念と目標を持って、具体的にどのように行動していくべきかをまとめたものです。

【基本的な考え方】

- 家庭、地域、企業については「行動指針」
- 学校、行政については「行動計画」
- 大人の責任を自覚し、できることから始めることを基本とする

I (3) 金沢子どもを育む行動計画 2013 (H25～29)

時代の変化に対応した内容とするとともに、家庭、地域、企業、学校、行政それぞれが子どもを育てる当事者として、大人の責務を自覚し、連携協力して未来を担う子ども達を幸せに、健やかに育てていくことをめざします。

- 家庭、地域、企業の行動指針
- 学校の行動指針
- 行政の行動計画

Ⅰ (4) 世界の交流拠点都市金沢 重点戦略計画

金沢市では、新たな都市像として『世界の「交流拠点都市金沢」をめざして』（平成25年3月）を策定しました。

「交流拠点都市」とは、これまでのまちづくりの基本を受け継ぎながら、更なる高みをめざし、次のステップに移行するためのものであり、金沢のストックを最大限に活用することにより、国内外から人・モノ・情報の集積を図り、その交流を通じて新たな価値を創造し、持続的な発展を続けるまちのことです。

交流拠点都市として金沢が発展していくためには、一人一人が社会の中での役割や他者との関わりを意識していくことが重要であり、そうした市民との協働を進めることが、交流拠点都市の基盤となる「誇りあるまち」につながっていきます。



▶ 3 現状と課題

I (1) 社会動向の変化

① 知識基盤社会の時代

21世紀は、新しい知識、情報、技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会 (knowledge-based society)」の時代であるといわれています。

この「知識基盤社会」においては、課題を見いだし解決する力、知識・技能の更新のための生涯にわたる学習、他者や社会、自然や環境と共に生きることなど、変化に対応するための能力が求められます。

このため、子ども達が「知識基盤社会」を生きていく上で必要な確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育て、「豊かな人間力」を育むことが重要です。

② 教育基本法の改正 (H18.12月)

平成18年に約60年ぶりに教育基本法が改正され、地方公共団体は国の計画を参考にして、それぞれの地域に応じた「教育振興基本計画」を策定することが明記されました。

新しい教育基本法は、「人格の完成」や「個人の尊厳」等の普遍的な理念を大切にしながら、「知・徳・体」を重視した教育目標を掲げています。

また、家庭教育、幼児期の教育、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力等の条項が新設されています。

そこで、本市においても、教育基本法の改正や県の教育振興基本計画の策定を受け、新しい時代に向けた本市の教育行政の取組を明らかにしていく必要があります。

③ 学習指導要領の改訂 (小学校：H23.4月～、中学校：H24.4月～)

教育基本法の改正や学校教育法の一部改正を踏まえ、学習指導要領が改訂され、小学校では平成23年度から、中学校は平成24年度から実施されています。

新学習指導要領では、学力の重要な3つの要素として、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させること、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むこと、主体的に学習に取り組む態度を養うことが示されています。

また、道徳教育や体育等の充実により、豊かな心と健やかな体を育成すること、学校だけではなく、家庭や地域など社会全体で子ども達の教育に取り組むことなどが示されています。

本市では、こうした学習指導要領の改訂に合わせて、「学習指導基準金沢スタンダード」を改訂し、質の高い教育プログラムを実践しており、今後も継続して取組み、児童生徒の学力向上に努める必要があります。

④ 教育再生実行会議の開催

教育再生は、子ども達が「夢」を実現する意志を持って、自分たちの道を歩んでいけるよう手助けするための営みです。そのために、国は、世界に伍していくべき学力と規範意識を身に付ける機会を保障する責任があります。

教育再生実行会議は、21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を強力に進めていくための会議として平成25年1月に発足しました。

会議では、いじめ問題への対応や教育委員会制度、大学改革をはじめとした教育制度改革について議論が行われています。

本市においても、こうした動向を踏まえつつ、子ども達が夢と希望を持って健やかに成長できるよう、より一層の教育の振興を図り、世界に通じる人づくりを目指していく必要があります。

I (2) 金沢市の子ども現状と課題

① 学力

学力調査結果等から見た本市の児童生徒の学力については、読解力や記述式の問題に課題があることが指摘されています。

このため、各教科等の学習を通して身に付けた基礎的・基本的な知識・技能を活用して、課題を解決するために必要な思考力や判断力、表現力等が育まれるよう、指導方法や教材等の工夫改善を行い、児童生徒の学力の向上に努める必要があります。

② 豊かな心

少子化、核家族化等の進行に伴い、人間関係の希薄化や日常生活での体験が不足し、児童生徒の倫理観や社会性の欠如、規範意識の低下等が憂慮されています。

また、自分に自信が持てない子どもが少なくない現状や、将来の夢や目標を持っていると、肯定的な回答をする子どもの割合が全国平均を下回っている傾向もあります。

このため、家庭・地域・学校が一体となり、青少年の規範意識の向上や豊かな心を育む活動のより一層の充実を図る必要があります。

③ 体力・運動能力

健やかな成長のため、バランスのよい食事や適切な運動などが大切なことですが、子ども達の健康を取り巻く環境は、栄養過多や、体を動かすことが少ない生活など、様々な問題が生じています。

体力・運動能力調査結果等から見た本市の児童生徒の状況は、小学5年生では全ての調査項目で全国平均を上回っていますが、中学2年生は全国平均を下回る項目もみられます。

このため、体育科の学習において付けたい力を明確にし、学習活動の展開を工夫するとともに、誰もが運動の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって積極的に体を動かすことやスポーツに親しむ習慣の育成を図ることが必要です。

④ 基本的な生活習慣

子ども達の学習意欲や体力の低下は、家庭における食事や睡眠等の基本的な生活習慣の乱れと関係しているといわれています。

本市においても、「朝食を食べる」割合は増加しているが、「栄養バランスをよく心がけている」割合が減少していることや、「朝すっきり目が覚める」割合が減少している傾向もあります。

このため、家庭での食生活や生活習慣等に関わる啓発を積極的に推進するとともに、家庭と学校との連携を密にし、児童生徒の基本的な生活習慣の確立に向けた取組みを推進する必要があります。

⑤ コミュニケーション能力

近年は、小学生も携帯電話を持つ時代になっており、オンラインゲームや様々なコミュニケーションツールを使いこなす便利になっている半面、対人関係の不得手な子どもが増加し、コミュニケーション能力の低下が懸念されています。

また、いじめや不登校、暴力行為等の背景には、人間関係の希薄さや子ども達のコミュニケーション能力の不足といったことが大きく影響しているともいわれています。

このため、様々な学習や体験活動等を通して、自分の考えや意見を適切に表現したり、円滑な人間関係をつくるためのコミュニケーション能力を育成する教育の充実を図る必要があります。



小中合同のあいさつ運動

金沢市学校教育振興基本計画

基本理念

明日を拓き
社会を担う
金沢発のひとづくり

「心」と「力」を育む学校教育

めざすべき金沢の子ども像

- 1 自ら学び、自ら考え、創造する子
- 2 正しく判断し、責任を持って行動する子
- 3 自他ともに認めあい、お互いを高めあう子
- 4 心身ともに健康で、たくましく生きぬく子
- 5 夢を抱き、何事にも粘り強く挑戦する子
- 6 金沢に誇りを持ち、ふるさとを愛する子

方向性 1

方向性 2

方向性 3

方向性 4

方向性 5

方向性 6

方向性 7

方向性 8

金沢子どもかがやき宣言

基本的方向性

取り組むべき施策の考え方

豊かな人間性を育む
教育に取り組めます

- 1-1 道徳教育（心の教育）の充実
- 1-2 人権教育の推進
- 1-3 いじめ・不登校・問題行動等への取組の充実
- 1-4 学校図書館教育の推進
- 1-5 情報モラル教育の充実
- 1-6 人間性を育む部活動の充実

確かな学力を育む
教育に取り組めます

- 2-1 学力の向上
- 2-2 キャリア教育の推進
- 2-3 情報教育の推進

健康や体力を育む
教育に取り組めます

- 3-1 健康教育の推進
- 3-2 体力の向上
- 3-3 学校給食の充実

ふるさと金沢の個性を
生かした教育に取り組めます

- 4-1 歴史や伝統・文化等に関する教育の充実
- 4-2 国際理解教育の充実
- 4-3 科学教育の充実
- 4-4 ユネスコスクールとしての取組の推進
- 4-5 地域コミュニティを生かした防災教育の推進

特別支援教育の充実に
取り組めます

- 5-1 特別支援教育の充実
- 5-2 インクルーシブ教育の推進

福祉と連携した
教育相談・支援体制の
充実に取り組めます

- 6-1 発達相談にもとづく支援体制の充実
- 6-2 適応指導教室を中心とした支援体制の充実
- 6-3 相談・支援機能の充実

家庭、地域と連携した
ひとづくりに取り組めます

- 7-1 地域に開かれた学校づくりの推進
- 7-2 家庭、地域との協力体制づくりの推進

教職員の資質向上と
教育環境の充実に
取り組めます

- 8-1 教職員研修の充実
- 8-2 安全で快適な学習環境の確保
- 8-3 学校規模の適正化の推進

第1章 基本理念

明日を拓き 社会を担う 金沢発のひとづくり

～ 「心」と「力」を育む学校教育 ～

金沢は、藩政期には学問を奨励し、「天下の書府」として称され、藩校や寺子屋、私塾を中心に教育が行われてきました。また、明治以降は「学都」として教育の振興が図られ、世界をはじめ広い分野で社会の礎となる有為の人材を輩出するなど、今日まで教育を大切にする土壌が連綿と引き継がれています。

一方、社会情勢など子ども達を巡る環境は変容しています。瞬時に情報が世界を駆けめぐる情報化の時代であり、自分たちの地域だけでなく、全国あるいは世界に目を向けて考えなければならないグローバル化の時代でもあります。21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す「知識基盤社会」の時代でもあるといわれています。このような中、子ども達には、時代の変化に対応するための多様な能力を備えることが強く求められています。

小・中学校は、多様な学びや体験等の教育活動を通じて、確かな学力と豊かな心、健やかな体を育む場です。子ども達には、多くの仲間や教師との交流を通して、明日を切り拓くために大切な「心」と「力」を身に付けることが必要です。丈夫で美しい布が、縦糸と横糸で織り上げられているように、豊かな「心」と多様な「力」が互いに調和して組み合わせることにより、明日を拓き、社会を担う「ひと」が創りあげられます。

私たちは、めざすべき金沢の子ども像を掲げ、金沢の歴史や伝統、文化などまちの個性や自然、風土を背景に培われた独自で創造性ある教育を重視し、地域や社会、国家の発展を担い、未来を託す子ども達の育成に努め、世界に目を向け飛翔する金沢発の「ひとづくり」をめざす学校教育を構築します。

“金沢発” 「金沢から始まり（発生、発想）、
育て（発育、発達）、
広がる（発信、発展）ひとづくり」との意味を込めたもの。

第2章 めざすべき金沢の子ども像

▶ 1 自ら学び、自ら考え、創造する子

変化の激しい社会をたくましく生きぬくためには、確かな学力を身に付けることが大切であり、学習を通じて、基礎的・基本的な知識・技能等を活用し、見いだした課題を解決していくことが必要です。

このため、様々なことに意欲や関心を持って、自ら学び、考え、主体的に表現し、工夫しながら創造することが求められています。

(必要な資質：思考力、表現力、意欲、関心 など)

▶ 2 正しく判断し、責任を持って行動する子

多様な人間関係を結ぶ機会が減少し、規範意識や責任感が薄れる傾向にある現代においては、社会的なルールを守り、自らを律し、望ましい行動をとることが必要です。

このため、規範意識を高め、正義感や責任感を持ち、正しく判断し行動することが求められています。

(必要な資質：規範意識、正義感、責任感、判断力、行動力 など)

▶ 3 自他ともに認めあい、お互いを高めあう子

様々な価値観やライフスタイルが共存している現代においては、人と人とのつながりを基盤とし、他者の個性や立場を認め、豊かな人間性を養うことが必要です。

このため、互いが認めあい、思いやりの心を持ち、切磋琢磨することが求められています。

(必要な資質：自己肯定感、信頼感、思いやり、切磋琢磨、コミュニケーション能力 など)

▶ 4 心身ともに健康で、たくましく生きぬく子

困難に直面しても、たくましく生きぬくためには、心身ともに健康であることが必要です。

このため、生涯にわたって健康や体力に関心を持ち、自ら進んで健康づくりや体力づくりを実践することが求められています。

(必要な資質：健やかな心と体、体力 など)

▶ 5 夢を抱き、何事にも粘り強く挑戦する子

将来に向かって、夢を抱き、自らの進むべき道を明確にし、努力を重ねることが必要です。

このため、向上心を持ち、自らの可能性を信じ、粘り強く、夢の実現に挑戦していくことが求められています。

(必要な資質：向上心、忍耐力、挑戦心、遂行力 など)

▶ 6 金沢に誇りを持ち、ふるさとを愛する子

情報化やグローバル化が進展する中、主体的に活躍するためには、世界を意識した広い視野を持つことが必要です。

このため、金沢が持つ様々な伝統や文化を学び、誇りを持ち、ふるさとを愛する心を養い、世界に羽ばたく社会の担い手となることが求められています。

(必要な資質：郷土愛、愛国心、国際理解 など)

第3章 基本的方向性及び取り組むべき施策の考え方

基本理念のもと、めざすべき金沢の子ども像の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた子どもの育成、ふるさとを愛する子どもの育成、安全安心な教育環境の確保、家庭や地域との連携などの観点を踏まえながら、以下に示す学校教育における8つの基本的方向性とそれぞれの方向性に対する取り組むべき施策の考え方を掲げます。

【方向性1】 豊かな人間性を育む教育に取り組めます

- 1-1 道徳教育（心の教育）の充実
- 1-2 人権教育の推進
- 1-3 いじめ・不登校・問題行動等への取組の充実
- 1-4 学校図書館教育の推進
- 1-5 情報モラル教育の充実
- 1-6 人間性を育む部活動の充実

【方向性2】 確かな学力を育む教育に取り組めます

- 2-1 学力の向上
- 2-2 キャリア教育の推進
- 2-3 情報教育の推進

【方向性3】 健康や体力を育む教育に取り組めます

- 3-1 健康教育の推進
- 3-2 体力の向上
- 3-3 学校給食の充実

【方向性4】 ふるさと金沢の個性を生かした教育に取り組めます

- 4-1 歴史や伝統・文化等に関する教育の充実
- 4-2 国際理解教育の充実
- 4-3 科学教育の充実
- 4-4 ユネスコスクールとしての取組の推進
- 4-5 地域コミュニティを生かした防災教育の推進

【方向性5】 特別支援教育の充実に取り組めます

- 5-1 特別支援教育の充実
- 5-2 インクルーシブ教育の推進

【方向性6】 福祉と連携した教育相談・支援体制の充実に取り組めます

- 6-1 発達相談にもとづく支援体制の充実
- 6-2 適応指導教室を中心とした支援体制の充実
- 6-3 相談・支援機能の充実

【方向性7】 家庭、地域と連携したひとづくりに取り組めます

- 7-1 地域に開かれた学校づくりの推進
- 7-2 家庭、地域との協力体制づくりの推進

【方向性8】 教職員の資質向上と教育環境の充実に取り組めます

- 8-1 教職員研修の充実
- 8-2 安全で快適な学習環境の確保
- 8-3 学校規模の適正化の推進

▶【方向性1】 豊かな人間性を育む教育に取り組みます

人間関係の希薄化や生活体験の不足などにより、子どもには、社会性や規範意識を身に付けたり、自己実現の喜びを味わったりする機会が少なくなっています。

このような中、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育むことが大切です。

そのため、学校においては、各教科や特別活動、部活動など、教育活動全体を通じて道徳教育や人・自然・文化等とかがかわる体験活動の充実を図ります。また、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度の育成に取り組みます。

Ⅰ 取り組むべき施策の考え方

1-1 道徳教育(心の教育)の充実

児童生徒の「豊かな人間性」を育むためには、生命を大切にできる心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けることが重要であり、学校の教育活動全体を通じて道徳教育(心の教育)の充実が求められています。

そのため、指導体制を確立するとともに道徳教育に係る全体計画や年間指導計画等を整備します。また、「道徳の時間」の授業を計画的に公開し、家庭や地域との共通理解を深め、連携を図られるよう取り組みます。

1-2 人権教育の推進

人権については、子ども、高齢者、障害のある人などに対する差別や、同和問題など、様々な課題があります。特に、子どもに関しては、いじめや暴力行為、不登校、虐待などが社会的な課題となり、学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の精神を培い、正しい理解と認識を深め、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」を態度に表し、行動できる実践力のある児童生徒の育成が求められています。

そのため、人権尊重の精神に立ち、様々な課題を抱えた児童生徒が目の前にいるという認識のもと、発達段階を踏まえ教育課程づくりや人間関係づくり、環境づくり、学習活動づくり等に取り組みます。

1-3 いじめ・不登校・問題行動等への取組の充実

いじめ・不登校・問題行動等に対しては、未然防止・早期発見に努めるとともに、迅速かつ適切な初期対応を行うことが大切です。加えて、学校と家庭、地域が連携し、大人が協力して児童生徒を見守る環境整備を整えることも必要です。

そのため、生徒指導上の諸問題に対して保護者や地域、関係機関等と連携を図りながら組織的に対応します。また、児童生徒が望ましい人間関係を形成し、協力して諸問題を解決しようとする自主的・実践的な態度が育まれるよう、児童生徒を主体とした活動に取り組みます。

1-4 学校図書館教育の推進

学校図書館は児童生徒にとって一番身近な読書施設です。これからの学校図書館には、豊かな感性や情操を育む読書活動の拠点となること（読書センター）や、授業のねらいに沿った資料を準備し各教科等における学習指導を行うこと（学習センター）、情報活用能力の育成に関すること（情報センター）の3つの機能が期待され、学校図書館を計画的に利用し、活用することが求められています。

そのため、各学校の蔵書の充実を図るとともに、学校図書館司書による支援や市立図書館との協力体制を強化することにより、授業での学校図書館の活用を推進し、読書量の増加及び目的に応じた読書活動が充実するよう取り組みます。

1-5 情報モラル教育の充実

ネット上のトラブルや犯罪の問題については、メール、ブログ、無料通信アプリ等を介したいじめや誹謗・中傷、出会い系サイト等を介したネット犯罪など、年々、広範化・深刻化しており、未然防止への指導や問題発生時の迅速かつ適切な対応が必要です。これらの問題に対しては、学校における指導はもとより、家庭でのルールづくりを行うことが必要であり、地域もまた、学校と連携を図りながら啓発活動を行うことが大切です。

そのため、児童生徒がインターネットや携帯電話等を人間関係構築の有効なツールとして活用できるよう、学校と家庭、地域が連携してそれぞれの役割を果たしながら、児童生徒の発達段階に応じた情報モラル意識の向上に取り組みます。

1-6 人間性を育む部活動の充実

部活動については、学校教育活動の一環として行われ、中学校教育において果たす意義や役割は大きいものがあります。生徒が運動部や文化部での活動を通して人間関係を築き、より高い技能を習得することや自らの可能性に挑戦することの中で、自主性、協調性、忍耐力、責任感、達成感等を高め、情操豊かで自主的かつ創造的な人間性を育むことを大切にしています。

そのため、部活動に携わる教職員の指導力向上に向けた研修会を充実したり、学校内での指導体制を確立したりするよう取り組みます。また、学校と家庭、地域が連携を図ることにより、一層、部活動が充実し、自発的・自主的な活動が展開されるよう取り組みます。

▶【方向性2】 確かな学力を育む教育に取り組みます

社会が激しく変化する現代においては、自立と協働を図るための能動的・主体的な力である「社会を生きぬく力」を身に付けることが求められています。

このような中、自分を見失わず生きぬくために、子ども一人一人に確かな学力を身に付けさせることを基本に、自ら課題を見付け、自ら学び、考え、主体的に行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てることが大切です。

そのため、学校においては、学力の3つの要素である、「基礎的・基本的な知識や技能の確実な習得」、「これらを活用した課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力やその他の能力の育成」、「主体的に学習する意欲や態度の育成」に取り組みます。

I 取り組むべき施策の考え方

2-1 学力の向上

激しく変化する社会を生きぬく力を身に付けるためには、基礎的・基本的な知識・技能を活用し、課題を解決するための思考力・判断力・表現力等が育まれるよう、より一層の授業改善が必要です。

そのため、本市における授業づくりの方針をもとに学校全体で授業改善に取り組むとともに、取組の効果の定期的な検証等、継続的な検証改善サイクルを確立し、確かな学力の育成に取り組みます。

2-2 キャリア教育の推進

近年の産業・経済の構造的な変化や雇用の多様化・流動化等を背景として、就職や進学を問わず、児童生徒の進路をめぐる環境は大きく変化しており、確かな勤労観・職業観を持ち、社会的・職業的自立に向けて、必要な資質を育成する教育が求められています。

そのため、道徳や総合的な学習の時間等において、自己の目標や生き方に目を向けたり、職業や進路に関わる体験的な活動を行ったりして、児童生徒が自分の性格や興味、能力・適性等についての理解を深め、現在の学習と実社会とのつながりを意識し、段階に応じ目的を持って学ぶことができるよう取り組みます。

2-3 情報教育の推進

高度情報化が進展する現代社会においては、有益な情報ばかりではなく有害な情報も含め、身の回りには様々な情報があふれています。このような中、児童生徒には、必要な情報を主体的に収集・判断・処理し、状況等を踏まえて発信・伝達できる力が求められています。

そのため、情報セキュリティを確立するとともに、情報化による光と影の面を踏まえながら、児童生徒がコンピュータやインターネット等の情報手段を主体的に活用できるよう取り組みます。

▶【方向性3】 健康や体力を育む教育に取り組みます

近年、生活体験や自然体験の機会の減少、運動する子どもとしない子どもの二極化など、子どもの体力には課題が見られます。また、基本的な生活習慣や心の健康等の課題においても多様化・複雑化・低年齢化している現状があります。

このような中、ヘルスプロモーションの考え方に基づき、健康的な行動や生活習慣の確立に向けた健康教育を進めることが大切です。

そのため、学校においては、授業だけでなく特別活動や部活動など、教育活動全体を通じて運動やスポーツに親しみ、継続的に取り組めるようにします。また、子どもに影響を与える周りの環境改善にも取り組むとともに、心身の調和的発達が図られるよう、健康の保持増進に向け、実践的な判断力や行動力の育成に取り組みます。

I 取り組むべき施策の考え方

3-1 健康教育の推進

生涯にわたり健康を保持増進していく上で、児童生徒が自らの健康課題に気付き、解決するための資質や能力を高めるとともに、安全な行動選択を実践する力が求められています。

そのため、本市の健康教育推進プランを推進し、系統性のある指導の充実を図ります。併せて、教職員の健康教育スキルの向上と児童生徒の健康行動の習慣化を培うため、家庭、地域との連携・協働に取り組みます。

3-2 体力の向上

体力は、人間の活動の源であり、健康の保持増進のほか、人間の発達・成長を支えるものです。また、意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わっており、体力・運動能力の向上や生涯にわたって自主的・自発的に運動やスポーツに親しむ態度を身に付けていくことが求められています。

そのため、体育科・保健体育科の授業はもとより、特別活動や運動部活動等の教育活動と相互に関連させながら、学校の教育活動全体を通じて体力の向上に取り組みます。

3-3 学校給食の充実

学校給食には、子どもが正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身に付け、心身の健全な発達及び食に関する正しい理解と適切な判断力を養うとともに、地域の食文化を理解するための取組が求められています。

そのため、季節や旬に配慮した食材、地場産物を取り入れ、多様な調理法の組み合わせにより食事内容に工夫を凝らすほか、食育の生きた教材としていく取組を推進します。併せて安全な学校給食を推進するため、衛生管理水準の向上に向け、施設の再整備や維持管理に取り組みます。

▶【方向性4】 ふるさと金沢の個性を生かした教育に取り組みます

歴史や伝統、学術、文化などの個性を守り、磨き高めてきた金沢は、他都市に類を見ない資産を有しています。その資産を大切に、子どもが誇れるまちであり続けるためには、個性ある新たな価値を創造し続けることが必要です。

そのため、学校においては、金沢やそれぞれの地域が持つ伝統文化、豊かな自然、歴史、食などの多様な素材や人材を活用し、ふるさと金沢について学び、考え、かかわり、広めるための学習を実施します。

そのことを通して、誇りと愛着を持ち、まちづくりの担い手として、よりよい社会の形成に参画する資質や能力の育成を目指します。また、ふるさと金沢の歴史や文化、自分の思いや意見を世界に発信できるコミュニケーション能力が養われるよう努めます。

Ⅰ 取り組むべき施策の考え方

4-1 歴史や伝統・文化等に関する教育の充実

グローバル化が進展する中で、児童生徒が国際社会の中で日本人としての自覚や素養を持ち、主体的に生きていくためには我が国の歴史や伝統・文化に対する理解や親しみを深めることが大切です。

そのため、総合的な学習の時間等において、金沢の歴史や伝統・文化、偉人等に関する教育を充実します。また、金沢の文化や伝統芸能とふれあう機会、金沢の偉人ゆかりの地や文化施設を見学する機会を設け、金沢の先人が培ってきた歴史や伝統・文化等を理解し、金沢の良さを継承し、発信していこうとする意欲や態度の育成に取り組みます。

4-2 国際理解教育の充実

国際化が急速に進展している今日、自らの文化に愛情や誇りを持つとともに、異なる文化に対する理解を深め、互いの人権を尊重し、協力し助け合いながら、共に生きていく資質や能力を高めることが求められています。

そのため、自分の思いや意見を発信できるコミュニケーション能力の育成に努めます。また、金沢独自の教育課程に基づく英語教育に取り組むとともに、地域に住む外国人や長期海外生活経験がある日本人等の人材活用、各種国際交流団体との連携等を図り、学校の教育活動全体を通じて、国際社会において主体的に生きるための資質の向上に取り組みます。

4-3 科学教育の充実

科学技術のめざましい進展は、産業構造の変化をもたらし、より便利な生活を実現してきました。さらに、児童生徒の科学に関する興味・関心を高め、課題を自主的に解決しようとする意欲や態度を育むことが求められています。

そのため、関係諸団体の協力を得ながら、科学教材の開発や地域に根ざした科学教育の実践を行い、児童生徒の科学に対する興味・関心の高揚を図るとともに、科学を学ぶことの意義や有用性を実感することができるよう取り組みます。

4-4 ユネスコスクールとしての取組の推進

環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な現代社会の課題について、児童生徒が自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値や行動を生み出すことや、それによって持続可能な社会づくりの担い手を育てることが求められています。

そのため、ユネスコスクールへの加盟を推進し、環境教育、国際理解教育、伝統や文化に関する教育などの分野を通じて、人と社会・自然・世界などのかかわりについて学習する機会を設けるとともに、児童生徒が自己の価値観や生き方を見直し、持続可能な社会の構築に向けて行動できるよう取り組みます。

4-5 地域コミュニティを生かした防災教育の推進

東日本大震災の教訓から、児童生徒が災害に遭遇した際、状況に応じて適切な対応ができるよう、危険回避能力を育てるとともに、学校と地域・保護者が連携した防災教育を推進することが求められています。

そのため、地域コミュニティを生かした防災教育に取り組むとともに、各教科等における学習活動を活用し、児童生徒の発達段階に応じた系統的な指導を行い、様々な災害の原因や対処方法等についての正しい知識を習得させ、児童生徒が主体性を持って自らの命を守り抜く態度を育成するよう取り組みます。



金沢探検

▶【方向性5】 特別支援教育の充実に取り組みます

特別な支援を必要とする子どもが、自らの選択に基づき自立した生活を送り、主体的に社会に参加できるようにするために、一人一人の教育的ニーズに応じた教育の充実が求められています。

このような中、インクルーシブ教育の理念のもと、子どもがともに学ぶことができるよう交流等を推進するとともに、子どもの可能性を最大限に伸ばすために、多様できめ細やかな支援を行っていくことが大切です。

そのため、学校においては、特別な支援を必要とする子ども一人一人の理解に努め、教職員による連携した支援を行えるよう、校内支援体制の充実に取り組みます。また、それぞれの学びの場である通常の学級や通級による指導、特別支援学級における教育環境の整備に努めます。

Ⅰ 取り組むべき施策の考え方

5-1 特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする児童生徒が、自己の能力を最大限発揮し、自らの選択に基づき自立した生活を送り、主体的に社会に参加できるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた、多様できめ細やかな教育が求められています。

そのため、特別支援教育コーディネーターや校内委員会の機能の強化を図るとともに、保護者や外部の関係機関等との連携を進め、校内支援体制の充実努めます。また、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に基づく特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズの適切な把握や教材の開発、指導法の工夫、検証改善サイクルに基づいた支援等に取り組みます。

5-2 インクルーシブ教育の推進

障害があっても誰でも社会参加ができ、地域の中で当たり前生活ができるノーマライゼーション社会の実現に向けたインクルーシブ教育の推進が求められています。

そのため、個々の子どもに応じた配慮や学習環境の整備に努めるとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ場や自らの可能性を最大限に伸ばすことのできる学びの場など、多様な学びの場の充実に取り組みます。



授業風景

▶【方向性6】 福祉と連携した教育相談・支援体制の充実に取り組みます

近年、学校における不登校、いじめ、社会的不適応、発達障害などの相談は増加し、多様化・複雑化しています。このような状況の中で、子どもの自立と健全育成に向けて、教育と福祉の連携を図り、総合的に支援することが大切です。

そのため、教育プラザを活用し、保育所、幼稚園、小中学校等との連携を図り、専門的な発達相談・教育相談を通して子どもや保育所職員、教職員、保護者等の相談支援の充実に取り組みます。

I 取り組むべき施策の考え方

6-1 発達相談にもとづく支援体制の充実

発達障害によって生じるいじめ、ネットトラブル、不登校、不適応など、子どもを取り巻く状況は複雑化・困難化しています。

そのため、教育相談担当者の専門性の向上に取り組みながら、保育所職員、教職員、保護者、必要に応じて医療機関等と連携できる相談支援体制の充実に努めます。また、発達障害については、早期からの専門的相談支援を実施し、不適応などに対する未然防止に努めます。一人一人の状況とニーズに応じて、保育所、幼稚園、小中学校、児童相談所等、教育と福祉の連携を促進することで、一貫した相談支援体制の構築に取り組みます。

6-2 適応指導教室を中心とした支援体制の充実

近年は発達障害やいじめ、家庭環境の変化等による引きこもりをはじめとする不登校が課題となっています。

そのため、適応指導教室を設置し、このような子どもが抱える問題を解決していくためには、保護者、学校との相談・連携をより充実しながら、子どもの個別相談支援をより丁寧に行い、必要に応じて医療機関等と連携しながら、個別相談支援の充実、問題の解決に取り組みます。

6-3 相談・支援機能の充実

不登校、発達障害等にかかわる相談や支援については、専門的相談を継続して行える拠点の整備と相談担当者の専門性の向上が必要です。

そのため、子ども一人一人の状況及び家庭のニーズを的確に捉え、保育所、幼稚園、小中学校との連携を深めるとともに、必要に応じて児童相談所など関係機関とも連携を図るなど、教育と福祉が迅速に連絡を取って、問題の早期発見と子どもに起こる不適応等の未然防止、支援に努めます。

▶【方向性7】 家庭、地域と連携したひとづくりに取り組みます

家庭は、全ての教育の出発点であり、子どもの心の拠り所となるものです。家庭においては、ふれあいやコミュニケーションを大切にし、基本的な生活習慣や社会のルールを身に付けることが必要です。また、次代を担う子どもが学び成長し、社会の中で生きぬく力を養うためには、学校と家庭、地域との連携が不可欠です。保護者や地域住民が、学校での活動に多面的に関わり、それぞれの役割を尊重しつつ、情報を共有し子育てに関わることや、各種行事・スポーツ活動等を通じ、子どもと地域とのつながりを深めることが重要です。

そのため、学校と家庭、地域が互いに連携を密にしながら、地域づくりの担い手となる次代のひとづくりに取り組みます。

Ⅰ 取り組むべき施策の考え方

7-1 地域に開かれた学校づくりの推進

社会全体で子どもを育てるためには、学校、家庭、地域の連携は不可欠です。核家族化、地域コミュニティの希薄化などで孤立しがちな保護者が、子育ての悩みや不安を共有し、解決策を学ぶ機会を持ち、子育てに喜びを持って取り組める環境づくりが大切です。

そのため、学校においては、家庭教育学級などの学びあう機会や、地域の行事、スポーツ・文化活動などを通して、地域コミュニティとの連携を強化し、地域に開かれた学校づくりを進め、次代のひとづくりに取り組みます。

7-2 家庭、地域との協力体制づくりの推進

子どもの学校生活や学校の教育方針を保護者や地域住民が正確に理解し、意見交換することは、学校と保護者や地域が連携を進めるうえで、不可欠なことです。学校が子どもの学校生活に関する情報を積極的に提供し、保護者や地域住民の学校教育活動への参加を通じ、互いの問題認識を深めるなど、複数の目で子どもの成長を見守る必要があります。

そのため、学校においては、学校支援ボランティアの活動を推進し、保護者や学校評議員との意見交換の機会を持つなど、広い視野で子育て環境を促進する協力体制づくりに取り組みます。



学校支援ボランティアの活動

▶【方向性8】 教職員の資質向上と教育環境の充実に取り組みます

社会情勢の変化に伴い、学校教育を取り巻く課題が多様化・複雑化する現代においては、一人一人の教職員のさらなる資質向上・指導力向上が求められています。

そのため、諸課題に適切に対応できる教職員の育成をめざし、研修の充実を図ります。

また、子どもが将来に向かって夢や希望を抱き、確かな学力と豊かな心、健やかな体を育むためには、安全で快適に学び、安心して過ごせる学校施設の整備が求められています。

そのため、学校施設の整備推進に取り組むとともに、学校規模の適正化の推進に努めます。

Ⅰ 取り組むべき施策の考え方

8-1 教職員研修の充実

地域社会、家庭環境、保護者の意識が大きく変化している状況のもと、学校教育を取り巻く課題は多様化・複雑化しており、一人一人の児童生徒を理解するためにも教職員の資質向上が重要な課題となっています。特に、中堅教員のリーダーシップや若手教員の指導力向上が求められています。

そのため、諸課題に対応できる豊かな専門性、幅広い社会性、実践的指導力、コミュニケーション能力、組織で対応する力など、教職員のさらなる資質と指導力の向上をめざし、教職員研修の充実を図るとともに、各学校においては、OJTを推進します。また、教職員全体で共通理解、共通実践に取り組み、子どもとふれあう場を確保することで、児童生徒への理解をより深めることを推進します。

8-2 安全で快適な学習環境の確保

学校施設は、児童生徒などの学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要であり、耐震化の推進が喫緊の課題となっています。また、校舎の増改築や施設の老朽化への対応や多様化・高度化する教育に対応した施設整備が求められています。

そのため、子どもが安全で快適に学び、安心して過ごすことができるよう、計画的な増改築や大規模改修などに取り組むとともに、日常点検を通じ、良好な施設の維持管理に努めます。

8-3 学校規模の適正化の推進

少子化による児童生徒数の減少やまちなかや郊外における児童生徒数の偏在が生じています。また、社会が多様化・複雑化する中、多様な価値観を持つ人々と協力・協働できる人間性や、様々な状況下において個性を発揮し、課題を解決していく人材を育成することが、これまで以上に求められています。

そのため、場面に応じた適切な規模の集団を組むことが可能となる一定規模の学校で、人間関係を築き上げていくことが大切であることから、統合や通学区域の見直し等による学校規模の適正化に取り組みます。

金沢子どもかがやき宣言

金沢市学校教育振興基本計画に掲げる「めざすべき金沢の子ども像」をわかりやすく、覚えやすい言葉で表現するため、夏休み期間に、市立中学校 24 校から推薦を受けた中学生による金沢子ども憲章制作プロジェクトを設け、作業を行いました。結果、子ども達の考え方や行動の基本的な約束事「金沢子どもかがやき宣言」が完成しました。

金沢子どもかがやき宣言

- 一 すすんで学び、考えます
 - 二 きまりや約束を守ります
 - 三 すすんであいさつをします
 - 四 笑顔を大切にします
 - 五 思いやりの心を大切にします
 - 六 ありがとうの気持ちを伝えます
 - 七 毎日元気にすごします
 - 八 夢に向かって挑戦します
- わたしたちは、
ふるさと金沢を愛し、誇りを持ち、
未来に向かってかがやくよう行動します

元金沢市立中学校 教諭
福島 絹子氏 書

宣言に込められた思い

金沢子どもかがやき宣言は、私たち中学生によるプロジェクト活動を通して制作したものです。

活動を進める中で、私たちが“金沢”を誇りにし、“金沢”を愛し、“金沢”を全国や世界に発信したいという思いを強く持っていることを改めて感じました。

宣言文は、8つの文章で構成されていますが、どれもシンプルで分かりやすく、あたりまえのことを述べています。“あたりまえのことをあたりまえに”できることこそが、今の時代において大切にしなければいけないことではないでしょうか。

私たちは、この宣言を心に刻み、一人一人が行動し、未来の金沢が輝くことを願っています。

平成26年10月28日 金沢子ども憲章制作中学生プロジェクト

あしがき ～プロジェクト活動を振り返って～

「金沢子どもかがやき宣言」は、金沢市学校教育振興基本計画に掲げる「めざすべき金沢の子ども像」をわかりやすく、覚えやすい言葉で表現した、子ども達の考え方や行動の基本的な約束事としてまとめたものです。平成 26 年の夏休み期間に、金沢市立中学校 24 校から推薦を受けた中学生によるプロジェクト活動により、制作しました。

プロジェクト活動に参加した 25 人の中学生は、このまちの子ども達のために、未来の子ども達のために、金沢を愛し、誇りを持つために、どのような言葉にするか、一生懸命考えました。

【宣言の名称】

未来に明るく伸びる飛躍のイメージから付けられた北陸新幹線の列車名「かがやき」のように、金沢の子ども達が未来に向かって輝いてほしいとの思いから「金沢子どもかがやき宣言」としました。

【宣言文】

宣言文は 8 つで構成されています。それぞれはシンプルですが、わかりやすい言葉だからこそ、人々の心や胸に響いていきます。「あいさつは人と人をつなぐ言葉、一番大切なこと」、「笑顔あふれるまちにするには、互いに高めあい、思いやり、どんなことにも楽しみを見出すことが大切」、「金沢は素敵なまち、そこに住む私たちも素敵な人間になりたい。なるためにはどんな事に気をつければいいのか」。このようなことを考え、話し合い、出来上がりました。

このプロジェクト活動を進める中で、中学生の根底にあったものは、金沢を愛する気持ちでした。「金沢の子どもには、この金沢に誇りを持ってほしい」「金沢というまちを愛し、世界に自慢できる金沢を作りあげてほしい」「未来に向けて、今までより良い金沢にしていきたい」「この金沢を全国へ世界へと発信していきたい」。そんな思いが込められています。

この宣言文が出来上がったあと、活動に参加した中学生は、「学年が上がるたびに、宣言を見返し、言葉に込められた意味を年々感じとってほしい」「この宣言を守って、大人になっても忘れないでほしい」「宣言の項目を達成できたら、大人になって力を発揮できる」などの感想を述べています。

すべてがあたりまえのことですが、このことを行動することが今の時代に求められているのではないのでしょうか。金沢のすべての子ども達に感じてもらい、未来に向かってかがやくように行動してほしいと願っています。

金沢子ども憲章制作中学生プロジェクト

- 第1回会議 平成26年7月30日（水） 10：00～15：00 教育プラザ富樫

開会式・レクリエーション

- ・教育長からの激励の言葉
- ・自己紹介を兼ねた交流・コミュニケーション

全体会及びグループ協議（午前・午後）

- ・「私たちが大切にすべきこと」について
- ・グループごとの発表
- ・全体での共通理解と次回までの宿題 など

- 第2回会議 平成26年8月26日（火） 9：00～16：45 教育プラザ富樫

全体会及びグループ協議（午前）

- ・宿題をもとに、グループ内による話し合い
- ・憲章のグループ案の作成と発表
- ・文案をカテゴリ別に整理 など

全体会及びグループ協議（午後）

- ・グループごとにカテゴリ別の憲章文案を制作・発表
- ・発表された文案について全体会で話し合い、文案を整理
- ・名称案と憲章文案に込める思いを話し合い

全体会・閉会式

- ・8つの憲章文案の確認と各グループの名称案の発表
- ・閉会の言葉

【プロジェクト参加者名簿】

Aグループ

- ◎清水 慧夢 (紫錦台中学校3年)
- 中村 剛毅 (鳴和中学校2年)
- 井波 和香子 (泉中学校2年)
- 本田 七海 (内川中学校2年)
- 林 汐音 (森本中学校2年)
- 宮本 萌花 (額中学校2年)

Bグループ

- ◎西島 菜々子 (港中学校3年)
- 北山 智沙子 (緑中学校2年)
- 高村 知伽 (犀生中学校1年)
- 南 有紀子 (野田中学校2年)
- 藤田 純也 (兼六中学校2年)
- 栗屋 康輝 (長田中学校2年)

Cグループ

- ◎河原 生知 (北鳴中学校3年)
- 鷹野 あかね (城南中学校2年)
- 西村 梨奈 (小将町中学校2年)
- 岡野 倫太郎 (芝原中学校2年)
- ※第1回会議のみ参加
- 田中 徳幸 (高尾台中学校2年)
- 中嶋 和 (大徳中学校2年)

Dグループ

- ◎濱田 佳奈 (浅野川中学校3年)
- 高島 未帆 (清泉中学校2年)
- 高田 啓生 (高岡中学校2年)
- 大久保 圭祐 (金石中学校2年)
- ※第1回会議のみ参加
- 新濃 慶弥 (金石中学校2年)
- ※第2回会議のみ参加
- 高木 咲良 (西南部中学校2年)
- 山越 匡葵 (医王山中学校2年)

◎：リーダー ○：サブリーダー

金沢市学校教育振興基本計画

参考資料

参考資料

金沢市教育振興基本計画策定会議 委員名簿

金沢市教育振興基本計画策定会議 開催経過

用語集

金沢市教育振興基本計画策定会議 委員名簿

(敬称略、職名等は第6回会議開催当時)

◎松原 道男	金沢大学人間社会研究域学校教育系教授
桑村 佐和子	金沢美術工芸大学一般教育等教授
加藤 隆弘	金沢大学人間社会研究域学校教育系准教授
関戸 正彦	金沢市公民館連合会会長
正木 明	金沢市子ども会連合会会長
金浦 修郎	金沢市体育協会理事長
山下 美奈子	金沢市立泉小学校校長
元尾 文二	金沢市立高岡中学校校長
内村 博和	金沢市立工業高等学校校長
田中 敬人	金沢市PTA協議会顧問
小堀 さかえ	金沢市PTA協議会副会長
中島 秀雄	金沢商工会議所副会頭
藤弥 昌宏	金沢青年会議所2013年度理事長

◎は委員長

金沢市教育振興基本計画策定会議 開催経過

平成25年7月31日 第1回会議

委員長選出、これまでの取組について、教育の現状と課題について

平成25年11月25日 第2回会議

計画の目的、位置付け、体系について

平成26年2月28日 第3回会議

基本理念、めざすべき金沢の子ども像について

平成26年7月11日 第4回会議

基本的方向性について

平成26年11月17日 第5回会議

基本的方向性、取り組むべき施策の考え方について

平成26年11月30日から平成27年1月4日

パブリックコメント

平成27年1月16日 第6回会議

パブリックコメントについて、計画答申（案）について

OJT (オン・ザ・ジョブ・トレーニング)

学校内の研修会や日々の教育実践の中で、個々の教員の資質向上を図ることを目的とした、計画的、継続的な研修。

・掲載ページ P24

生きる力

①基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する「確かな学力」、②自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、③たくましく生きるための「健康や体力」など、「知・徳・体」のバランスのとれた力。

・掲載ページ P3

インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等の強化、障害のある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ教育。

・掲載ページ P21

学習指導基準金沢スタンダード

学習指導要領で定められた目標を達成するため、内容やその取扱いにおいて、全市立小・中学校が取り組む金沢市独自の学習指導基準のこと。

・掲載ページ P3, P6

学習指導要領

全国的に一定の教育水準が確保されるよう、文部科学省が学校教育法に基づいて定めているもの。どのような教科や活動を、どの学年で、どのように教育するかなどについて基準が示されており、教科書や学校での指導内容のもととなっている。

・掲載ページ P3, P6

学校教育金沢モデル

金沢子ども条例の具現化に向け、学校教育においては、平成16年度から学校教育金沢モデルとして、「『世界都市金沢』小中一貫英語教育」、「学習指導基準金沢スタンダード」、「学校2学期制」の3つの柱で取組を進めてきた。さらに、平成21年度から「金沢『絆』教育」を加え、第2次学校教育金沢モデルとして構築を進めており、知・徳・体のバランスのとれた子どもの育成を目指してきた。平成26年度からは、「学びのステップを大切にした新たな3学期制」を実施し、これまでの学校2学期制で培った成果を生かしながら、児童生徒の学力向上を目指している。

・掲載ページ P3

学校教育法

学校教育法とは、国・公・私立を問わずすべての学校について適用されるわが国の学校教育制度に関する基本法として、昭和22年3月31日に制定。平成19年6月に前年の教育基本法の改正を受けて全面的に見直しが行われた。改正の趣旨は、改正教育基本法において明確にされた教育理念に基づき、義務教育の目標を定め、各学校種の目的及び教育の目標を見直すとともに、学校の組織運営体制及び指導体制の充実を図るため、学校に置くことのできる職として新たに副校長等を設ける等により、学校教育の一層の充実を図るものである。

・掲載ページ P6

学校支援ボランティア

地域住民や児童生徒の保護者、学生、社会教育団体、NPO、企業など地域全体で学校の教育活動を支援するため、ボランティアとして活動に参画・協力すること。

・掲載ページ P23

金沢「絆」教育

第2次学校教育金沢モデルの柱であり、人と人とのつながりを基盤として、社会・自然・世界との関わり

を深め、自他共に認め合い、命あるものを大切にする心を育むとともに、金沢に誇りを持つ子どもを育成することを目的としている。

・掲載ページ P3

金沢市健康教育推進プラン

健康教育のさらなる推進のため、家庭（地域）・学校・行政が連携・協働し、子ども達の心と体の様々な課題に取り組むための行動計画として、平成16年3月に策定した。基本理念「元気 笑顔 子供を育むまち 金沢」のもと、ヘルスプロモーションの考え方を基盤にした取組を推進している。5年毎に二次の改訂を経て、平成26年3月に「金沢市健康教育推進プラン2014」を策定した。自ら進んで健康づくりや体力づくりを実践できる子どもの育成を目指し、金沢市全小・中学校で「7つの重点的健康課題」に取り組んでいる。

・掲載ページ P18

金沢市生涯学習推進計画

金沢市生涯学習推進基本構想に基づき、生涯を通じた市民の学習を奨励するとともに、生涯学習環境の充実に向けて、市が実施する施策を明らかにしたもの。

・掲載ページ P1

教育課程

教育の目標を達成するために、国の定める教育基本法や学校教育法その他の法令及び学習指導要領や教育委員会で定める規則などの示すところに従って、学校において編成される教育計画。

・掲載ページ P15, P19

教育基本法

教育の目的及び理念並びに教育の実施に関する基本を定めるとともに、国・地方公共団体の責務を明らかにした法律。なお、同法17条において国・地方公共団体が総合的にかつ計画的に教育施策を推進するための基本的な計画を定めることについて規定されている。

・掲載ページ P1, P6

教育プラザ

金沢子ども条例の理念に基づき、教育と福祉が連携を図り、乳幼児から中学生まで、子ども達の健全な育ちを一貫して推進するための拠点施設。相談・研修・地域教育を核とする多彩なサービスが連携を図ることにより、子どもの健全育成を多方面から支援・推進している。

・掲載ページ P22

持続可能な社会

健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域までにわたって保全されるとともに、それらを通じて国民一人一人が幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会。

・掲載ページ P20

情報モラル教育

学習指導要領では、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」を「情報モラル」と定め、各教科等の指導の中で身に付けさせることとしている。

・掲載ページ P16

食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

・掲載ページ P18

「世界都市金沢」小中一貫英語教育

平成16年3月に「『世界都市金沢』小中一貫英語教育特区」に認定され、同年4月より、小中一貫英語教育を全市立小中学校で行っており、独自の副読本やデジタル教材も用いながら、自分の考えや意見、ふるさと金沢について発信できる英語力を身に付けることを目指している。

・掲載ページ P3

総合的な学習の時間

各学校が地域や学校、児童生徒の実態等に応じて、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習や探究的な学習など、創意工夫を生かした教育活動を行う時間。

・掲載ページ P17, P19

地域コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団。地域社会。共同体。

・掲載ページ P20, P23

適応指導教室

不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充のため、児童生徒及びその保護者の相談・適応指導を継続的に行い、学校復帰、社会的自立を支援する機関。

・掲載ページ P22

特別活動

小・中学校で、教科・道徳以外の教育課程の一領域。望ましい集団活動を通して、個性の伸長など、自主的・実践的態度を育てることを目的とする。内容は、学級活動、児童会・生徒会活動、学校行事など。

・掲載ページ P15, P18

特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。本市では、「金沢市特別支援教育指針」を策定し、特別支援教育の充実を図っている。

・掲載ページ P21

特別支援教育コーディネーター

各学校における特別支援教育の推進のため、主に校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校

との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員。校長が指名し、校務分掌に位置付けている。

・掲載ページ P21

ノーマライゼーション社会

障害があっても誰でも社会参加ができ、地域の中で当たり前生活ができる社会。

・掲載ページ P21

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。

・掲載ページ P22

ヘルスプロモーション

健康的な行動や生活習慣が実践できるように教育的サポート（健康教育）と環境的サポート（環境改善）を組み合わせ実施していくこと。

・掲載ページ P18

ユネスコスクール

ユネスコスクールは、グローバルなネットワークを活用し、世界中の学校と交流し、生徒間・教師間で情報や体験を分かち合い、地球規模の諸問題に若者が対処できるような新しい教育内容や手法の開発、発展を目指している。日本では、持続可能な開発のための教育（ESD）の推進拠点として位置づけ、800校を超える小・中学校などがこのネットワークに参加している。

・掲載ページ P20

金沢市学校教育振興基本計画

策 定 平成27年1月
発 行 平成27年3月
発行者 金沢市教育委員会



金沢市教育委員会